

# 平成 26 年度

## 社会福祉法人富山市社会福祉協議会事業計画書

### 基本方針

わが国は、少子高齢化、人口減少、働き方の多様化、核家族化等が進行し、職場、地域社会や家庭の機能が大きく変容していく中で、人びとの生き方・暮らし方が多様化しています。また、経済の低迷の流れを受け、失業や住居喪失を生み出す等「新たな貧困」が顕在化し、人びとの生活不安は一段と高まっています。

さらに、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、虐待や悪質商法など権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し広がっています。

このような状況において、中山間地域においては、マイカーを持たない高齢者等が移動を困難とし、商店街の店舗の閉店・減少により、食料品等日用品の購入が困難になるなど深刻な生活課題を生み出しています。一方、中心市街地域では、高齢化が急速にすすむ住宅街・団地や単身・低所得世帯が集中する公営住宅などにおいて、福祉課題・生活課題が集中的に生じるという現象が生まれています。

「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とする社会福祉協議会には、こうした今日的な地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められています。

今日の生活課題の深刻化や多様化の状況、様々な主体が新たな地域福祉実践に取り組む時代にあって、改めて現在の社会福祉協議会活動が、「住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」「社会福祉協議会の使命を果たすものになっているのか」ということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図ることが重要と考えています。

このことから、活動の方向性と具体的な事業展開について、第2次地域福祉活動計画（平成27年度～平成31年度）の策定に着手し、計画づくりを通して、既存事業の見直しや新たな取り組みを具体化していきます。

そのためには、従来から地域にあった資源を活性化し、さまざまな工夫を重ねて地域に根ざした福祉活動が展開されるよう、地区・校下社会福祉協議会の活動基盤の強化や支援を積極的に進めるとともに、組織の特性を活かしながら、地域内の福祉関係者、住民・ボランティアの協働体制をつくり、地域福祉を推進する要の役割を果たせるよう努めてまいります。

平成26年3月

社会福祉法人富山市社会福祉協議会  
会 長 野 尻 昭 一

## 目 標

### 1 ささえあいの仕組みづくり

地域福祉をさらに推進するために、ボランティアなど地域福祉を支える「人」、ボランティア活動、交流、情報交換、相談などを行う「場」、そして様々な活動やグループづくりを促進・支援する「仕組み」が重要であることから、その基盤づくりを進めます。

### 2 新しい福祉のまちの創造

住民の福祉意識の高揚に努め、地域の福祉課題を共有し、住民自らが主体となって課題を解決していく中で、新しい地域のあり方を考え、安心して暮らせる福祉のまちを創ります。

### 3 適切なサービスの利用

社会福祉事業の健全な発展を促し、必要なサービスの質・量の確保に努めるとともに、サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、情報提供、相談体制、自立支援などの充実を図ります。

## 事業計画

### 1 ささえあいの仕組みづくり

#### (1) 地域福祉を支える人づくり

地域においては、地区社会福祉協議会役員や民生委員児童委員、福祉推進員、ボランティア、NPO法人などが、地域福祉活動を支えるマンパワーとして活躍していますが、活動の担い手不足や担い手の高齢化などが地域福祉活動推進の課題となっています。

こうした課題に対応するために、ひとりでも多くの人たちが活動に参加されるように、地域で活動する多くの団体や組織、企業などと協力しながら、効果的な情報提供や地域での活動の支援、マンパワーの育成など、地域福祉活動を支える人づくりの推進に積極的に努めます。

- ① ボランティア情報紙の発行
- ② ボランティアガイドブックの作成
- ③ ボランティア養成講座の開催
- ④ ボランティアの活動調査
- ⑤ ボランティア機材の貸出
- ⑥ ボランティアコーディネーターの研修
- ⑦ 「おらっちゃん雪かき隊」などの除排雪ボランティアの派遣
- ⑧ ボランティアサポーターの研修
- ⑨ ボランティアセンター市民モニター事業〔新規〕などの実施

## (2) 地域福祉活動の場づくり

地域福祉活動の推進には活動拠点の確保が重要であり、現在は、公民館や福祉センターなどが地域福祉活動の拠点として活用されていますが、より身近なところで、地域住民がふれあう場、高齢者の居場所、子育て支援の場が確保されるよう、地域福祉活動の場づくりをすすめます。

また、情報・相談窓口、委嘱型地域福祉推進者とボランティアの交流や地域ボランティア同士の情報交換などができるように、ボランティア活動の場づくりをすすめます。

- ①ふれあいサロン普及事業
  - ②ふれあいフェスタ開催事業
- などの実施

## (3) 地域福祉を促進する仕組みづくり

地区社会福祉協議会やボランティアグループ、NPO法人など地域福祉を推進する団体の活動は年々活発になっており、市社会福祉協議会に対して財政的な支援の充実や情報の提供を求める要望が高まっています。

こうした要望に応え、地区社会福祉協議会やボランティアグループ、NPO法人などの活動を支えるため、財政的な支援や、当事者組織などの情報交換や連携を通して、地域福祉活動の推進に努めます。

- ①社会福祉活動助成金事業
  - ②民間助成金の情報提供
  - ③地域ぐるみ福祉活動推進事業
  - ④地域福祉活動活性化事業
  - ⑤地区社協育成事業
  - ⑥いきいきクラブ事業
  - ⑦地域歳末たすけあい運動の推進
  - ⑧地域福祉部会、福祉団体・障害者団体部会の開催
  - ⑨地区社協調査結果及び地域福祉活動事例集の作成
- などの実施

## 2 新しい福祉のまちの創造

### (1) 福祉意識の醸成

地域福祉を推進するには、住民のみなさんの理解と協力が重要です。地域福祉の担い手としての意識の把握のために実施した市民アンケートや地域福祉懇談会では、「活動に参加する人が少ない」、「若い人の参加が少ない」、「福祉に対する住民の意識が低い」などが課題として挙げられています。

市社会福祉協議会では、「福祉フェスティバル」などのさまざまなイベントや地域福祉懇談会、ボランティア体験、福祉講座などを通して、地域福祉活動に対する理解と協力が得られるよう福祉意識の醸成に努めます。

- ①福祉フェスティバルの開催
- ②福祉の講師派遣事業  
などの実施

## (2) 地域福祉活動を通じた新しいコミュニティの創造

地域には「声かけや安否確認」、「話し相手」など、近隣のちょっとした手助けを望んでいる人たちが少なからず見受けられます。

このような地域福祉活動に住民のみなさんの参加を促すには、地域の福祉課題を正しく把握し、理解と協力を得ることが重要です。

市社会福祉協議会では、地区担当職員が積極的に地域に出向き、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、自治振興会などと連携しながら、住民座談会などの開催や福祉ニーズ調査が行われるよう支援するとともに、活動事例集を活用しながら、住民のみなさんにたすけあいの精神が浸透するよう啓発に努めます。

- ①地域福祉懇談会の開催
- ②地区社協調査結果及び地域福祉活動事例集の作成  
などの実施

## (3) 地域の見守り、問題発見体制の推進

人口の高齢化や核家族化などにより、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯などが多くなっています。中には福祉ニーズを抱えた世帯もあり、地域の中でどうささえていくかが大きな課題になっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すには、地域の中にある様々な生活課題や福祉ニーズを早期に把握し、解決できる体制づくりが大切です。市社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会で活動する人たちによるささえあい意識の向上に努め、地域の見守り活動やネットワークの整備を進めます。

- ①地域福祉活動活性化事業
- ②地域ぐるみ福祉活動推進事業
- ③地区社協育成事業
- ④地域福祉懇談会の開催
- ⑤地区社協調査結果及び地域福祉活動事例集の作成
- ⑥地域リーダー研修会の開催
- ⑦社協出前講座
- ⑧ささえあいネットワーク活動事業
- ⑨ケアネット活動事業  
などの実施

#### (4) 地域の子育て支援、介護予防等の推進

核家族化によって、育児に対する不安や悩みを抱えながら誰にも相談できず、孤立した中で子育てをする親が多くなってきました。また、高齢者の「閉じこもり」は寝たきりや認知症になる最大の要因と言われています。

このように地域には、子育てに関する不安や老後の心配など様々な悩みを抱えた住民がおられます。市社会福祉協議会では子育てに関する不安の解消や閉じこもり高齢者等の社会参加を促すため、地域ボランティアの協力を得ながら「子育てサロン」や「いきいきサロン」の開催を支援します。

- ①ふれあいサロン普及事業（サロン用機材の貸出）
- ②おもちゃの図書館の開催などの実施

### 3 適切なサービスの利用

#### (1) 福祉サービスの適切な利用の推進

福祉サービスの多くは、利用する人の申請に基づいて提供されています。特に、介護保険制度に代表されるように、福祉サービスの利用が「措置から契約」に移行してからは、福祉サービスを利用する人が自己の責任で利用契約を結ぶことになっています。

このような状況の中で、「どんな福祉サービスがあるかわからない」、「サービスの利用方法がわからない」などの理由で、福祉サービスを利用していない人も多いと思われます。

また、判断能力が十分でない人への援助やサービス利用者からの苦情への適切な対応も課題となっています。

このような課題に対しては、効果的な情報提供の仕組みを検討するとともに、相談機関の充実や権利を擁護するさまざまな取り組み、苦情への適切な対応を図ることなどにより、福祉サービスを必要としている人に適切に福祉サービスが提供されるよう努めます。

- ①広報紙「ふれあいネットワークとやま」の発行
- ②ホームページによる情報提供と充実
- ③音訳サービス事業
- ④心配ごと相談事業
- ⑤生活福祉資金貸付事業
- ⑥住宅支援給付事業
- ⑦日常生活自立支援事業
- ⑧福祉後見サポート事業
- ⑨苦情受付窓口の設置（苦情対応マニュアル等の作成）
- ⑩居宅介護支援事業
- ⑪訪問介護・居宅介護事業

- ⑫介護認定調査事務事業
  - ⑬通所介護事業（細入デイサービスセンター）
  - ⑭高齢者移送サービス事業
  - ⑮福祉プラザデイホーム事業（大沢野ミニデイ事業）
  - ⑯福祉用具サポート事業
  - ⑰長寿ふれあいセンターの運営
  - ⑱婦中社会福祉センターの運営
  - ⑲高齢者いきがい講座の開催
  - ⑳大沢野高齢者いきがい工場の運営〔指定管理〕
  - ㉑共同作業所の運営
  - ㉒お買物バス事業
- などの実施

## （２）市社会福祉協議会の機能強化

住民の福祉ニーズや活動域の拡大など市社会福祉協議会を取り巻く状況の変化に対応した組織運営を行うため、市社会福祉協議会の根本的活動である小地域福祉活動の推進やボランティア活動の促進などをより充実させ、かつ新たに期待される役割を果たすためには、市社会福祉協議会の機能強化が重要となります。

そのため、組織体制の整備や自主財源の確保に努めるとともに、地域福祉推進の中核である地区社会福祉協議会活動の支援に努めます。

- ①事務局組織の体制整備
  - ②共同募金助成金の活用
  - ③愛と誠銀行業務（寄附金）の活用
  - ④民間助成金の活用
  - ⑤第２次地域福祉活動計画の策定〔新規〕
- などの実施